

矢掛町災害見舞金（事業者分） の支給について

矢掛町では、平成30年7月豪雨で被災された事業者のみなさまの経営を応急支援するため、被災した事業者に、御見舞金を支給いたします。

つきましては、下記により手続きをしてください。

受付

支給開始日：平成30年10月9日(火) 9:00～17:00
(以降、毎週土・日曜日、祝日を除く9:00～17:00)

受付場所

矢掛町役場 1階ロビー

支援制度

矢掛町災害見舞金（事業者分）

現金で支給します。

■見舞金の額	10万円
■支給対象	町内で事業を行っている法人の代表者または個人事業主
■対象物件	町内の事業所または店舗等 ※ ただし、倉庫、車両、備品等は対象外
■支給要件	平成30年7月豪雨による被災証明書が、事業者名で発行されていること
■手続きに必要なもの	【ご持参いただくもの】 - 被災証明書（ない場合は被害状況がわかる写真） - 身分証明書（本人確認ができるもの） - 印鑑 - 営業の確認ができるもの （直近の法人町民税申告書または確定申告書の写しなど） - 委任状（代表者以外が申請する場合）

【お問い合わせ】

矢掛町役場 産業観光課 商業観光係 電話：0866-82-1016